

## 第4章 災害復旧対策計画

### 第1節 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画は、災害応急対策作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するものであるため、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

#### 第1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とする。

#### 第2 災害復旧事業計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川災害復旧事業計画
  - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
  - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
  - (4) 下水道災害復旧事業計画
  - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
  - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
  - (3) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定に関する計画

### 第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

### 第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。